



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

看護人材の確保に向けた 「看護師等の離職時等の届出制度に関する 認知度調査」を実施(周知のお願い)

公益社団法人日本看護協会（会長：高橋弘枝、会員75万人）は、1月15日から「看護師等の離職時等の届出制度に関する認知度調査」を実施します。

看護師等の離職時の届出制度（以下、届出制度）は、看護師等免許保持者（保健師・助産師・看護師・准看護師、以下、看護職）が看護職として働いていた職を離れる時などに都道府県ナースセンターへ届け出る制度で、2015年に改正された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を根拠にしています。

有資格者全員の2年ごとの届出が義務となっている医師・歯科医師・薬剤師と異なり、看護職は、病院等に勤務している場合のみ2年ごとの「業務従事者届」で届け出ることになっており、看護職確保において重要な人材となる潜在看護職については把握する制度になっていません。届出制度は、この潜在看護職に対し都道府県ナースセンターが届出の情報を基に、離職等の状況に合わせた支援を行うことで、看護職の切れ目のないキャリア構築と看護人材不足の解消を目指し創設されました。

届出制度が開始され本年度で10年目となり、本会では一貫して届出制度の運用を担っています。これまで周知などを実施してきた結果、23万人弱の届出が実施され、うち約2万人がナースセンターを通じて看護職への復帰を果たしました。しかし、潜在看護職の数は約80万人との推計があり、全ての潜在看護職に支援を届けるには課題が残っています。

そこで届出制度に関する認知度を把握し、今後の潜在看護職の把握方法やその後の支援に関する基礎資料を得ることを目的に、就業状況にかかわらず全ての看護職を対象とした「看護師等の離職時等の届出制度に関する認知度調査」（厚生労働省特別対策事業）を実施します。看護人材の確保に向け、報道関係の皆さまには、調査の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介くださいますよう、お願い申し上げます。

調査概要

- 1) 調査対象：日本国の看護職免許（保健師、助産師、看護師、准看護師）をお持ちの方
- 2) 調査期間：2025年1月15日～2月21日
- 3) 調査方法：WEBアンケート
- 4) 設問数：18問
- 5) 回答時間：5分程度
- 6) 実施者：公益社団法人日本看護協会
- 7) 詳細・回答：右記QRコードまたは下記URLより

<https://www.nurse.or.jp/research202501.html>

